

延岡の空より

6月の相談受付は57件、うち無料法律相談は21件

7月の無料法律専門相談予定 ※要予約

3日、17日 司法書士相談
10日、23日 弁護士相談

13時～16時の間の30分間が相談時間

その他、電話での専門相談

(年金・家計) 第2水曜

(労働相談) 毎週水曜・木曜



ライフサポートセンター延岡 相談件数			
(期間/2024年6月1日～2024年6月30日)			
相談内容	当月計	前月末累計	総累計
相談件数	57	6234	6,291
内 専門相談件数	21	1413	1,434
相談内容	金融	1	264
	法律	40	3491
	子育て	0	10
	介護	0	21
	生涯保障	0	4
	年金・福祉	1	197
	奨学金	0	7
	家計	2	17
	労働	2	341
	就労前段支援	0	8
	職場・学校 家庭での悩み	0	40
	心の健康	11	1608
その他	0	226	

※総累計期間は、2014年7月25日～2024年6月30日です。

労働時間「1分の大切さ」

パワハラ、セクハラによる被害は、精神的ダメージを受け落ち込み最悪うつ病を発症する可能性がある。受けた当事者はもちろんのこと、家族や周りの関係者は大変心配することになる。立ち直るためには、長い時間が必要になる。復職できない場合、生活に影響することになる。

証拠がない場合、訴えるためのハードルが高くなるが、そうでない場合相当な時間と労力がかかると同時に、相手側、労基署との交渉を有利に導く可能性は高くなる。ハラスメントに対する被害者としての意識と構え（録音、写真、日記メモ）を持っておくことが大切である。

パワハラではタイムカードを管理者が勝手に押した後に、勤務を強要させたりすることがある。その場合の不払い残業代の請求は当然1分単位で行われる。数カ月～1年に積み重なると莫大な金額になる。大抵このようなケースは組合のない職場で発生するようだ。一人でも加入できる、連合のふれあいユニオンに加入することを大いに勧めたい。

